

## 令和6年度熊本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	368,500戸
(2) 年 間 総 給 水 量	66,143,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	181,214m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設更新費	4,137,205千円
第6次拡張事業費	1,798,639千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			13,590,263千円
第1項 営業収益			12,632,822千円
第2項 営業外収益			954,505千円
第3項 特別利益			2,936千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			11,781,786千円
第1項 営業費用			10,915,630千円
第2項 営業外費用			697,724千円
第3項 特別損失			163,432千円
第4項 予備費			5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,557,098千円は、減債積立金 529,686千円、過年度分損益勘定留保資金 6,474,138千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 553,274千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,983,776千円
第1項 企業債	1,000,000千円
第2項 補助金	36,800千円
第3項 負担金	138,976千円
第4項 加入金	480,000千円
第5項 固定資産売却代金	128,000千円
第6項 投資有価証券収入	200,000千円

支 出	
第1款 資本的支出	9,540,874千円
第1項 建設改良費	7,234,933千円
第2項 企業債償還金	2,095,941千円
第3項 投資	200,000千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上水道水源井戸全体計画策定業務委託	令和7年度	35,000千円
水道100周年記念誌制作業務委託	令和6年度～令和8年度	15,000千円
上下水道局次期財務会計システム 調達支援業務委託	令和6年度～令和7年度	36,938千円
受付管理システム構築業務委託	令和6年度～令和7年度	19,536千円
水道施設更新事業 (令和6年度建設改良費)	令和7年度	1,434,948千円

事 項	期 間	限度額
第6次拡張事業 (令和6年度建設改良費)	令和7年度	980,095千円
上下水道局管路情報システム機器借上料 (令和6年度分)	令和7年度～令和10年度	4,468千円
上下水道局電気自動車借上料	令和7年度～令和11年度	10,502千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設更新及び第6次拡張事業	1,000,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,935,437千円 |
| (2) 交際費   | 100千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,494千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

熊本市長 大西一史